

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

| | | | |
|----------------------|--------|-----|-----|
| 事業年度 又は連結 事業年度 | ・ ・ | 法人名 | () |
|----------------------|--------|-----|-----|

別表十二(一)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

| 特 定 法 人 の 名 称 等 | | 1 | (第 号該当法人) | 翌 期 繰 越 額 の 計 算 | 期首海外投資等損失準備金の金額 | 12 | 円 | |
|--------------------------------------|---|-------------------------------|------------------------|--|--|--|---------------------------------|--|
| 本 店 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 | 2 | | | | 期 | 5 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 額 (25 の 計) | 13 | |
| | | | | | | 同 上 以 外 の 場 合 に よ る 益 金 算 入 額 (26 の 計) | 14 | |
| 資 源 開 発 投 資 法 人 等 の 認 定 | 3 | | 第 号 | | 額 | 計 (13) + (14) | 15 | |
| 特 定 株 式 等 の 認 定 | 4 | | 第 号 | | | 当 期 積 立 額 の うち 損 金 算 入 額 (5) - (11) | 16 | |
| 当 期 積 立 額 | 5 | | | | 円 | 期 末 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 金 額 (12) - (15) + (16) | 17 | |
| 積 立 限 度 額 の 計 算 | 当 期 に お い て 取 得 し た 特 定 株 式 等 の 取 得 年 月 日 | 6 | | | 貸 借 対 照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 細 | 貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 | 18 | |
| | (6) の 特 定 株 式 等 の うち 期 末 に 有 す る も の の 取 得 価 額 | 7 | | | | 差 (18) - () | | |
| | 同 上 の $\frac{20 \text{ 又 は } 50}{100}$ 相 当 額 | 8 | | | | 当 期 分 貸 借 対 照 表 の 損 失 等 (15) - ((5) - ((18) - 前 期 の (18))) | 20 | |
| 積 立 限 度 額 の 計 算 | 取 得 年 度 に 特 定 株 式 等 の 帳 簿 価 額 を 減 額 し た 金 額 | 9 | | | 当 期 に 生 じ た 差 額 の 合 計 額 (11) + (20) | 21 | | |
| | 積 立 限 度 額 (8) - (9) | 10 | | | 前 以 前 期 分 前 期 末 に お け る 差 額 (前 期 の (19)) | 22 | | |
| 積 立 限 度 超 過 額 (5) - (10) | 11 | | | | | | | |
| 益 金 算 入 額 の 計 算 | | | | | | | | |
| 積 立 事 業 年 度 | | 当 初 の 積 立 額 の うち 損 金 算 入 額 | 期 首 現 在 の 準 備 金 の 額 | 5 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 に よ る (23) × $\frac{60}{60}$ | 当 期 益 金 算 入 額 | | 翌 期 繰 越 額 (24) - (25) - (26) | |
| | | | | | 5 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 額 (25) 以 外 の 場 合 | 26 | | |
| | | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | | |
| 積 立 事 業 年 度 を 経 過 し た 日 の 翌 日 の | ・ | 円 | 円 | 円 | 円 | | | |
| | ・ | | | | | | 円 | |
| | ・ | | | | | | | |
| | ・ | | | | | | | |
| | ・ | | | | | | | |
| 積 立 事 業 年 度 を 経 過 し な い 日 の 翌 日 の | ・ | | | | | | | |
| | ・ | | | | | | | |
| | ・ | | | | | | | |
| | ・ | | | | | | | |
| | ・ | | | | | | | |
| 当 期 分 | | | | | | | | |
| 計 | | | 円 | 円 | 円 | | | |

P54参照

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

| 法人税関係特別措置 | ①租税特別措置法の条項 | ②区分番号 | ③適用額 |
|---|--|-------|----------|
| 海外投資等損失準備金(資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除く。)) | 「第55条第1項」、「第55条第8項」(同条第1項第1号)又は「令和2年改正前措置法第55条第9項」(同条第1項第1号) | 00188 | 「16」欄の金額 |
| 海外投資等損失準備金(資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除く。)) | 「第55条第1項」、「第55条第8項」(同条第1項第2号)又は「令和2年改正前措置法第55条第9項」(同条第1項第2号) | 00189 | |
| 海外投資等損失準備金(資源探鉱事業法人(第3号該当法人)) | 「第55条第1項」、「第55条第8項」(同条第1項第3号)又は「令和2年改正前措置法第55条第9項」(同条第1項第3号) | 00190 | |
| 海外投資等損失準備金(資源探鉱投資法人(第4号該当法人)) | 「第55条第1項」、「第55条第8項」(同条第1項第4号)又は「令和2年改正前措置法第55条第9項」(同条第1項第4号) | 00191 | |

※ 「第55条第8項」及び「令和2年改正前措置法第55条第9項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。

(注) 令和4年4月1日前に開始した事業年度(旧事業年度を含みます。)については、令和2年改正前措置法の条項を記載してください。